

津島市議会議員一般選挙

- 告示日 4月19日(日)
- 投票日 4月26日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票
投票日に仕事や旅行などで投票所へ行くことのできない方は、次の期間に投票することができます。

期間 4月20日(月)～25日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階ロビー

津島市で投票できる方

平成27年4月18日現在の津島市の選挙人名簿に登録されている方

年齢 満20歳以上の方
(平成7年4月27日以前の出生の方)

住所 平成27年1月18日までに転入届をされ、引き続き市内に在住し、住民基本台帳に登録されている方
なお、市外転出の方は、登録されていても投票ができません。

津島市で投票できる方

愛知県議会議員一般選挙

- 告示日 4月3日(金)
- 投票日 4月12日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票
投票日に仕事や旅行などで投票所へ行くことのできない方は、次の期間に投票することができます。

期間 4月4日(土)～11日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階ロビー

津島市で投票できる方

平成27年4月2日現在の津島市の選挙人名簿に登録されている方

年齢 満20歳以上の方
(平成7年4月13日以前の出生の方)

住所 平成27年1月2日までに転入届をされ、引き続き市内に在住し、住民基本台帳に登録されている方
なお、県外転出の方は、登録されていても投票ができません。

津島市で投票できる方

※身体に一定の障がいがあり、郵便等投票証明書を津島市選挙管理委員会に申請して取得された方は、郵便等による不在者投票を行うことができます。早めに郵便等投票証明書を提示して投票用紙の交付請求をしてください。

その他不在者投票の詳細については、市ホームページをご覧ください。

対象

不在者投票施設の指定を受けた病院・老人ホーム等に入院・入所している方	入院・入所している不在者投票施設
投票日に市外に滞在している方	滞在先の市区町村選挙管理委員会
期日前投票の期間に20歳に達しない方	市役所1階ロビーもしくは、滞在先の市区町村選挙管理委員会
身体に一定の障がいがあり、郵便等投票証明書を取得された方	自宅等

対 象	場 所
不在者投票施設の指定を受けた病院・老人ホーム等に入院・入所している方	入院・入所している不在者投票施設
投票日に市外に滞在している方	滞在先の市区町村選挙管理委員会
期日前投票の期間に20歳に達しない方	市役所1階ロビーもしくは、滞在先の市区町村選挙管理委員会
身体に一定の障がいがあり、郵便等投票証明書を取得された方	自宅等

不在者投票制度
次の表に掲げる方は、不在者投票により投票することができます。



投開票速報
市ホームページで、投開票速報をご覧ください。
また、次の電話番号で開票速報を聞くことができます。

☎ 23-1547
☎ 23-1548

津島市議会議員一般選挙開票

日時 4月26日(日) 午後9時

場所 文化会館大ホール

愛知県議会議員一般選挙開票

日時 4月12日(日) 午後9時

場所 文化会館大ホール

公正な選挙のために

私たちの代表者を公平に決定するためにルールを守って正しく選挙が行われなければならない。

選挙運動ができる期間

選挙運動ができるのは、候補者が立候補の届け出をしてから投票日の前日までとなります。

身近で起る選挙違反

次のようなことも事前運動・買収・供応の場合が多いのです。

- ・ 時侯見舞状や年賀状などを口実に、面識もない有権者に、多数のあいさつ状を配つたもの
- ・ 名前や写真を大きく入れた時侯見舞や交通安全のポスターを多数、選挙区内に掲示したもの
- ・ 町内会を通じて、会員募集に名をかかりて、後援会の結成趣意書を多数配つたもの

特に、酒食のもてなしを受けたり、タオルや石けんなどをもらったりすると、それがたとえお酒一本、タオル一本、石けん一個というようになわずかなものであっても、買収供応等の罪となり、最高3年もの懲役か禁錮または50万円の罰金となってしまうことがあります。義理や情面にかられて、選挙違反とならないように注意しましょう。

※選挙期間外には、選挙運動にわたる行為を除いた政治上の目的をもって行われる政治活動を行うことができます。

選挙期間中に起る選挙違反

選挙運動ができる期間中でも、次のような選挙運動は禁止されています。

買収・供応

- ・ 運動員が、後援会結成の名目で有権者を自宅に招き、酒食をふるまい、席上で候補者があいさつしたもの
- ・ 大会の参加賞を、候補者の名前入りで配つたもの

戸別訪問

- ・ 候補者の知人が各戸をまわって投票をお願いして歩いたもの
- ・ 選挙のポスターを貼る承諾を求めることを口実に、候補者の運動員が各戸をまわつたもの
- ・ 何人かで手わけして、1人1戸だけを訪問することにし、これを毎日続けたもの
- ・ 訪問先の家の中に入らず、わざと庭先や軒先に呼び出して投票をお願いして歩いたもの

飲食物の提供

- ・ 通行人を選挙事務所に呼び入れ、酒や食事をふるまったもの
- ・ 陣中見舞として酒やビールを選挙事務所へ贈つたもの

文書の配布

- ・ 選挙用の表示のないハガキで投票を依頼したもの
- ・ 候補者の知人等が、自分の知人数に手紙で投票を依頼したもの

・ 選挙事務所の移転を口実に、案内状を多数郵送したもの

- ・ 候補者の氏名や経歴などを書いたビラを新聞に折り込んだもの
- ・ 選挙運動のビラやチラシ多数を街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れたりしたもの
- ・ 候補者を支持する組合の機関紙の号外という名目で、選挙運動の文書を多く配つたもの

文書の掲示・回覧

- ・ 室内用と称して、候補者のポスターを人のよく集まる会場などに貼つたもの
- ・ 候補者の名前や政見を大書した看板を街頭にたてたもの
- ・ 選挙用のハガキ、文書、ポスターなどを回覧板にして回覧したもの

署名運動

- ・ 特定の候補者に投票をするように、あるいは投票しないようにすることを目的として選挙人に対し署名を集めるもの

選挙運動が禁止される人

選挙運動は誰にでもできるものではありません。選挙の公正あるいは職務の公正を保つために、公職選挙法は一定の人について選挙運動を制限しているのです。

次のような人は選挙運動を禁止されています。

- ・ 選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長)
- ・ 特定公務員(選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、会計検査官、

公安委員会の委員、警察官、収税官吏と徴税の吏員)

- ・ 未成年者
- ・ 選挙犯罪を犯したため選挙権および被選挙権を有しない者

また、次のような人はその地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

- ・ 国、地方公共団体のすべての公務員
- ・ 一定の公社・公団・公庫の役員、職員
- ・ 教育者

選挙期間中、誰でもできる選挙運動

応援演説

候補者が行う個人演説会や街頭演説で、応援演説等を行うことができます。

個々面接による投票依頼

個々面接とは、デパート、電車、バスの中あるいは道路等でたまたま知人等にあったときに、その機会を利用して、選挙運動をすることをいいます。これも、誰でも自由にできることになっています。

電話による選挙運動

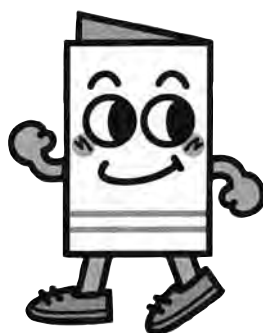
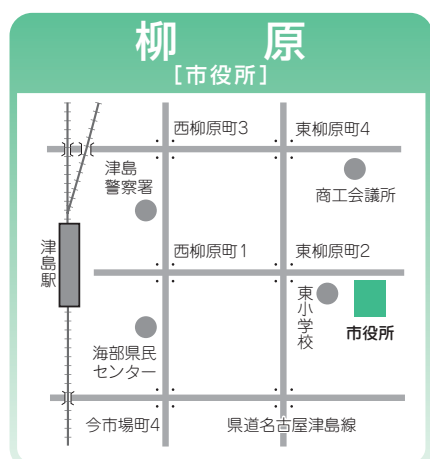
電話を利用して選挙運動をすることは、法令では制限されていないので、誰でも自由にできます。実際にも広く行われている選挙運動です。

※これらも選挙運動ですので投票日には当然禁止されます。

また、選挙期間中の政治活動については、選挙の種類によって一定の活動が規制されています。

平成27年4月12日執行 愛知県議会議員一般選挙投票所 平成27年4月26日執行 津島市議会議員一般選挙投票所 一覧

投票区名	投票所(施設名)	所在地
柳原	市役所	立込町2丁目21番地
暁	暁中学校	唐臼町団外1番地
西	総合保健福祉センター	上之町1丁目60番地
常盤	南小学校	常盤町4丁目20番地
藤浪	文化会館	藤浪町3丁目89番地10
松原	北小学校	松原町37番地
宮川	天王中学校	宮川町2丁目45番地
東愛宕	東愛宕保育園	東愛宕町2丁目83番地
神守小	神守小学校	神守町字中町13番地
神守中	神守中学校	百島町字観音坊32番地1
蛭間	蛭間地区コミュニティセンター	蛭間町字西屋敷1169番地
高台寺	高台寺小学校	神尾町字江西61番地
神島田	神島田小学校	中一色町東郷80番地



公平さを害する違反行為を厳しく批判するとともに、明るい選挙の実現に努力し、みなで立派な代表者を選びましょう。

問合 市選挙管理委員会
内線 2351

愛知県議会議員一般選挙

- 告示日 4月3日(金)
- 投票日 4月12日(日)

津島市議会議員一般選挙

- 告示日 4月19日(日)
- 投票日 4月26日(日)

- 投票時間 午前7時～午後8時

暁

[暁中学校]

西

[総合保健福祉センター]

常盤

[南小学校]

藤浪

[文化会館]

松原

[北小学校]

宮川

[天王中学校]

東愛宕

[東愛宕保育園]

神守小

[神守小学校]

神守中

[神守中学校]

蛭間

[蛭間地区コミュニティセンター]

高台寺

[高台寺小学校]

神島田

[神島田小学校]